

桑原委員提出資料

第 7 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 6 月 16 日)

2010年6月16日

その他建築基準法関連についての追加意見

建築基準法再改正を実現する会代表
桑原 耕 司

工事監理、および中間検査・完了検査について

1. 制度の目的と性格

上記の各制度は、建築確認後の施工段階において、建物の発注者・使用者にとって使い易く安全な建物を完成させるために行うものであると捉える。

したがって、これらの制度は、まず、建築発注者・使用者の利益に資する内容のものでなければならない。

同時に、施工段階で建築生産に関わる全ての人達にとって、合理的で現実的なものでなければならない。

2. 工事監理について

- 1) 現在行われている工事監理の実態は、極めて形式的で不十分である。したがって、まず監理者が技術力を高め、実質的で充実した内容の監理業務を行うべきである。
- 2) また、「工事が設計図書どおりになされているか否かを確認する」という消極的なものではなく、使い易く安全な建築の実現という見地から「建築確認を受けた計画を再検討しつつ具体化する」という積極的なものであるべきである。

3. 中間検査・完了検査について

- 1) 検査の回数を増やしても、検査の対象を拡大しても、上記の制度目的は達成しない。
- 2) 施工段階の違法行為についても、罰則強化による防止効果はほとんど期待できない。
(監理者の技術力と倫理観が重要である。)
- 3) 集団規定に関しては、工事の初期段階で特定行政庁による検査を行い、単体規定に関する中間・完了検査については、すべて民間確認検査機関で実施するのが合理的である。
- 4) 施工段階における違法行為が見逃されたことにより損害が発生した場合、検査に合格しているということのみをもって検査機関(特定行政庁および民間検査機関)に賠償責任を負わせるべきではない。(発注者・設計者・工事監理者・施工者が、その関与の度合い等により責任を分担すべきである。)

以上